

令和3年3月11日

住之江公民館の新型コロナウイルス感染症防止対策について

1. 対応期間について

3月7日（日）から3月21日（日）

※期間については変わる可能性もあります。

2 会議室等の利用定員について

歌唱を伴う活動や大声での歓声・声援等が想定される場合の活動を除いて、各会議室の利用定員（上限）を以下のとおりとします。カッコ（）内は通常定員を表しています。

第1会議室	20名以内	(20名)
第2会議室	10名以内	(10名)
第3会議室	20名以内	(20名)
第4会議室（全体）	40名以内	(65名)
A	20名以下	(28名)
B	20名以下	(37名)

※歌唱を伴う活動や大声での歓声・声援等が想定される場合の活動については、通常定員の半分以下とします。

・今後の予定については、HP に掲載します。

※ 上記対応内容について「神戸市立住之江公民館 新型コロナウイルス感染防止マニュアル」の変更内容とします。

令和3年3月11日

神戸市立住之江公民館長

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 第13弾（改定）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/taiouhoushin13kaitei.html>